



目 次

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 規 則                            | ページ |
| ◎高知県こどもの環境づくり推進委員会規則の一部を改正する規則 | 1   |
| 告 示                            |     |
| ○土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課)        | 1   |
| ○道路の区域変更 (道 路 課)               | 2   |
| 公 告                            |     |
| ○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)         | 2   |
| 正 誤                            |     |
| ○正誤 (平24・10・30付け 目次ほか)         | 4   |

規 則

高知県こどもの環境づくり推進委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年3月12日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第4号

高知県こどもの環境づくり推進委員会規則の一部を改正する規則

高知県こどもの環境づくり推進委員会規則（平成18年高知県規則第61号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

高知県子どもの環境づくり推進委員会規則

第1条中「高知県子ども条例（平成16年高知県条例第35号）第21条」を「高知県子ども条例（平成25年高知県条例第1号）第11条第6項」に、「高知県こどもの環境づくり推進委員会」を「高知県子どもの環境づくり推進委員会」に、「といます」を「という」に、「定めるものとします」を「定めるものとする」に改める。

第2条第1項中「委員の」を「それぞれ委員の」に、「これを定めます」を「定める」に改め、同条第2項中「代表します」を「代表する」に改め、同条第3項中「欠けたときは」を「欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた順序により」に、「代理します」を「代理する」に改める。

第3条第1項中「といます」を「という」に、「となります」を「となる」に改め、同条第2項中「議決をすることができ

ません」を「議決をすることができない」に改め、同条第3項中「決するところによります」を「決するところによる」に改める。

第4条第1項中「置くことができます」を「置くことができる」に改め、同条第2項中「委員の中から委員長がこれを指名します」を「委員長が指名する委員がこれに当たる」に改め、同条第3項を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

第4条に次の3項を加える。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

第5条中「処理します」を「処理する」に改める。

第6条中「聴くことができます」を「聴くことができる」に改める。

第7条中「資料」を「資料」に、「依頼することができます」を「依頼することができる」に改める。

第8条中「その要旨を公表します」を「その要旨を公表する」に改める。

第9条中「定めます」を「定める」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第132号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成25年3月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 起業者の名称  
東洋町
- 事業の種類  
野根地区第1防災避難タワー建設事業
- 起業地  
(1) 収用の部分  
安芸郡東洋町野根丙2306番地内  
(2) 使用の部分  
なし
- 事業の認定をした理由  
平成24年12月27日に東洋町から申請があった野根地区第1防災避難タワー建設事業（以下「本件事業」という。）に関する

事業認定の理由は、次のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条及び高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第7条の規定により、東洋町が、地震による津波から住民の生命を守るために、緊急的及び一時的な避難施設である津波避難タワーを整備する事業であることから、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である東洋町は、地方公共団体として、地震による津波災害に対して防災の推進を図るために、平成24年2月に「東洋町津波避難計画」を策定し、地区別の避難誘導計画の中で、避難地として本起業地である東町地区を指定しており、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業の施行により得られる公共の利益について  
東洋町は、本県の最東端の海岸部に位置し、北を徳島県海部郡海陽町に接し、南東を太平洋に面した、面積74.10平方キロメートルの農林漁業を中心とした町である。本件事業の計画予定地は、二級河川野根川河口北部の野根海岸背後地の国道55号沿いに形成された、民家及び商店が立ち並ぶ、比較的海抜値の高い東町地区にあり、本件事業は、野根地区の海岸沿いに形成された集落を2つの区域に分けた北部の区域（以下「当該区域」という。）における津波避難困難者を対象とした、緊急的及び一時的な避難施設である津波避難タワーを整備するものである。東町地区に隣接する池地区を含めた当該区域には、平成24年10月31日現在で、347世帯570人が居住している。

本県において甚大な被害が予想される南海地震は、今後30年以内に60パーセント程度の確率で発生すると予測されているが、平成24年8月29日に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」及び同年12月10日に県が公表した高知県版第2弾の津波浸水予測によると、東洋町の海岸沿いの地域は、全ての地域において大

規模な浸水が予測されている。当該区域でも、最大19メートルの津波高が想定されており、当該区域の中心部には、多くの住宅等が密集していること及び災害弱者である高齢者の比率が約43パーセントに達していることから、地震による津波被害の危険性が高いことは、容易に予測することができる。

これを受けて、東洋町では、平成24年2月に津波避難計画を策定し、地震による津波の被害から住民等の生命及び身体の安全を確保するために、避難対象地区を指定し、災害時には、円滑な避難を行うこととした。また、高知県版第2弾の津波浸水予測による津波到達時間である20分の想定を基に、地震による揺れの継続時間及び避難準備時間を控除した避難可能時間を12分と推計した結果、当該区域には、津波避難困難地域が広く存在することが確認された。津波発災時に、最も近くの山へ避難するとしても、当該区域の中心部から山までは、直線距離で約240メートル離れており、健常者（歩行速度を秒速1.0メートルとする。）でも、避難には、約4分を要するものである。60歳以上の高齢者では、歩行速度が低下し（北海道南西沖地震時のデータから、歩行速度を秒速0.58メートルとする。）、避難には、7分弱を要することとなり、そこから更に山を登らなければならないため、避難可能時間内に高台に避難することができない人が多く存在する状況にある。

こうした状況に対し、東洋町は、津波避難タワー、避難路等のハード面の検討と併せて、避難訓練の実施及び津波防災マップの配布等により町民個々の防災意識を高めること、災害に対する知識を深めること並びに自らを守り、皆で助け合うという自助及び共助の精神を啓発すること等のソフト面の対策に努めてきたところである。

本事業の施行により、野根地区において最初の津波避難施設を整備することで、津波の危険にさらされている当該区域の海岸側の住民の避難場所を確保することができるようになるものである。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本事業の施行により失われる利益について

本事業の起業者である東洋町の調査によると、本事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物は、確認されていない。更に、文化財保護法（昭和25年法律214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。

また、本事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、起業者は、本事業の施行に係る工事に当たっては、起業地周辺への生活環境に及ぼす影響を軽減する措置を講ずることとしている。

以上のことから、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本事業の候補地として、津波浸水予測図等から避難困難地域を選定し、住民が避難可能時間内に、津波から迅速かつ円滑に避難することができる場所を念頭に置き、3か所の候補地を挙げて比較検討している。避難困難地域内での避難距離、避難経路等の避難条件並びに社会的、経済的及び技術的観点から総合的に勘案すると、町有地を含む本事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本事業の起業地の面積は、津波避難タワー、避難待機場所及び避難者の駐車スペースとして必要な面積であり、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、民家及び商店が立ち並ぶ東町地区には、指定の津波避難施設が存在しないため、近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による津波被害の危険性が高い状況である。

また、当該地区は、高齢化率が高く、災害弱者である高齢者が多く居住しており、津波到達時間までに徒歩で高台に避難することが困難であるため、避難困難者が安心して生活することができるように津波避難施設の整備が強く望まれているところである。

なお、本事業の施行後、南部の地区住民を対象として人口密集地域にも、同様の津波避難施設を整備する予定である。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 東洋町役場

高知県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年3月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

| 区 間  | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡中土佐町上ノ加江字新改6684番地先から<br>高岡郡中土佐町上ノ加江字セキウラ山4983番9地先まで | 前      | 8.3<br>}        | 95            |
|  | 後      | 8.3<br>}        | 95            |

-----  
公 告  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安田第一土地改良区の定款の変更を平成25年2月26日に認可した。

平成25年3月12日

高知県知事 尾崎 正直

-----  
正 誤  
-----

| 公報日付      | 公報番号   | 種類 | ページ | 欄<br>(行)  | 正                           | 誤                           |
|-----------|--------|----|-----|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 平24・10・30 | 9487   | 目次 | 1   | 左<br>(30) | ○ <u>定期監査</u> の執行結果（財政課ほか）  | ○ <u>定期検査</u> の執行結果（財政課ほか）  |
| 平24・11・13 | 9491付録 | 目録 | 2   |           | 10 <u>定期監査</u> の執行結果（財政課ほか） | 10 <u>定期検査</u> の執行結果（財政課ほか） |